

日野市立三沢中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

○いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（いじめ防止対策推進法）

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない生徒には誰もが被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考え方を基に、いじめ撲滅を目指し、教職員が日ごろから些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていく。学校は生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係を作り、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを進めていく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを目指す。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織と役割 「いじめ対策委員会」

（１）構成

校長 副校長 生活指導主任 学年主任 養護教諭 保健主任 SC
その他、校長が必要と認めるもの

（２）役割

①「本校いじめ防止基本方針」に基づく取り組み

- ・学校におけるいじめ防止対策、いじめ発生時の具体的な対応、改善策を検討する。

②教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議にて「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活状況調査や教育相談、部会の活用、分析、対策の検討を行い、いじめ防止対策を推進する。

③生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページを通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

④いじめに対する措置、対応

- ・いじめがあった場合、疑いがあるとの情報があった場合には、正確な事実の把握に努め、問題解決に向けた指導体制を組織する→「いじめ対策委員会」
- ・対応については構成員で検討対応し、必要に応じて外部関係機関と連携を図る。
- ・問題への対応後、解消した場合も最低三か月は様子を見守り、支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ①生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ②生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育の充実を図るとともに、体験活動（ボランティア活動）を推進し命の大切さ、相手を思いやる心の育成を図る。
- ④情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、加害者、被害者にならないよう計画的に指導する。
- ⑤「心と体の成長」を図るために、各学年の実態に応じた保健指導をする。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ①生活状況調査（原則毎月）や教育相談（一年生は全員）を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ②教師と生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③教育相談部会や生活指導部会において、各学年間の情報を密に共有し、学年を超えて意見を調整し対策を検討する。

(3) いじめに対する措置

- ①教員は、いじめを把握したら、早急に担任、学年主任、生活指導主任に報告する。生活指導主任は速やかに管理職に伝えとともに、「学校いじめ対策委員会」を開き、日野市いじめ防止基本方針を踏まえ、今後の組織的な対応を協議する。教育委員会へも報告をする。
- ②全職員で情報を共有し、被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③加害生徒には教育的配慮のもと、毅然と指導に当たるとともに、家庭と連携し、組織的な観察、支援を行う。
- ④全教職員で共通理解をし、SC やその他関係機関との連携をし対応する。
- ⑤被害生徒及び加害生徒のいじめの解消に向けて、指導後の様子を最低三か月経過観察する。